

新城市放射線測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等が身近な生活環境等における空間放射線量を自ら測定するために、市が所有する放射線測定器の貸出しを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸し出しのできる機器は、環境放射線モニタPA-1000Radi(株式会社堀場製作所製)(以下「放射線測定器」という。)とする。

2 放射線測定器の貸出数は、1回につき1台とする。

(貸出対象者)

第3条 放射線測定器の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する20歳以上の者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人
- (3) 市の固定資産税納税義務者
- (4) 市内の行政区
- (5) 市内に活動拠点を置く団体

(貸出時間等)

第4条 放射線測定器を貸出しできる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は、貸出しを受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 放射線測定器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、放射線測定器を返却した日(天候の悪化等により途中から測定できなかった場合を除く。)から起算して30日を経過するまでは、放射線測定器の貸出しを受けることができない。

(貸出申請等)

第5条 放射線測定器の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める方法により、貸出しの申請を行う前に放射線測定器の貸出しの予約を行わなければならない。

2 申請者は前項の予約を行った後、放射線測定器貸出申請書(様式第1)により、市長に申請するものとする。

3 前項の申請にあたって、申請者は、住民票、健康保険証、運転免許証その他本人を確認できる書類の写しを提出しなければならない。

(貸出決定等)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められるときは、放射線測定器の貸出しを行うものとする。

2 市長は、天候等の理由により、屋外で測定器を使用することが適当でないことを認め、前項の規定にかかわらず貸出しを行わないことができる。

3 放射線測定器は、環境課において貸出しを行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(測定等)

第7条 測定は、借受者自身が行い、測定データに関しての責任は、全て借受者が負うものとする。

2 測定場所は、新城市内の次に掲げるいずれかの場所とする。

(1) 借受者が所有する土地又は建物

(2) 借受者が賃借する土地又は建物（ただし、共有部分等については、事前に所有者又は管理者の許諾を受けた場合に限る。）

(3) 地域の公園等（ただし、事前に所有者又は管理者の許諾を受けた場合に限る。）

(4) 公道

(禁止事項)

第8条 借受者は、放射線測定器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 市域以外での使用

(2) 営利目的の使用

(3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

(4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、貸出しを行っている放射線測定器の返却を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正手段により放射線測定器の貸出しを受けた場合

(2) この要領の規定に違反した場合

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が放射線測定器の貸出しを不相当と認めた場合

3 市長は、借受者が前項の返却の求めに応じない場合、相当額の賠償を求めることができる。

(機器の破損等)

第9条 借受者は、放射線測定器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(費用の負担)

第10条 放射線測定器の貸出しは、無料とする。

(機器の返却)

第11条 借受者は貸出しを受けた放射線測定器に破損、異常等がないか確認し、第4条に規定する貸出時間内に返却しなければならない。

2 借受者は、放射線測定器の返却の際、放射線測定器返却届（様式第2）を提出するものとする。

3 放射線測定器は、環境課へ返却するものとする。

(データの提供)

第12条 市長は、借受人に対し、測定値等のデータの提供を求めることができる。

(免責)

第13条 市長は、放射線測定器の誤った使用方法により生じた事故又は貸出時間中における放射線測定器の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。